

死刑の在り方についての意見

平成 23 年 4 月 11 日

中央大学 椎橋隆幸

1 死刑制度の変遷

(1) 刑罰の中心→多用されない傾向

威嚇、見せしめ、残虐な執行方法、公開処刑

(2) 死刑が多用されなくなった理由

- ① 自由刑の台頭（労働力の活用）
- ② 啓蒙思想（人道主義）
- ③ 罪刑均衡の要請（正義論）

2 死刑廃止は世界の潮流か

(1) 死刑廃止国の数

国連事務総長の死刑に関する報告書（2008年12月）

死刑制度を存置している国または地域	47
死刑制度を全廃している国または地域	95
通常の犯罪について死刑制度を廃止している国または地域	8
事実上の廃止国または地域	47

アムネスティ・インターナショナルの情報（2010年12月）

死刑制度を全廃している国または地域	95
通常の犯罪に対してのみ死刑制度を廃止している国	9
法律上は死刑制度を存置しているが、	
過去10年以上死刑の執行が行われていない国	35
死刑を存置している国	58

(2) 廃止国と存置国の数の比較や意味の評価は簡単ではない

(3) 死刑廃止国の特徴

3 死刑の問題点と日本の死刑制度

(1) 対象犯罪の数、絶対刑

(2) 死刑の認定手続の恣意性

(3) 日本の死刑制度

① 対象犯罪は19種類

② 絶対刑ではなく裁量刑である

法律上の減軽、酌量減刑

③ 検察官の求刑と裁判所の量刑

量刑の基準（最判昭和58年7月8日刑集37巻6号609頁（永山判決））

犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状を併せて考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。

④ 執行に先立つ行政的審査

4 死刑存廃論の諸論点

(1) 死刑の抑止力

① 肯定説

② 否定説

抑止力の有無を数量的・統計的に実証することは難しい。

人を理由なく殺すことは絶対に許されることではなく、人を殺せば死刑になる可能

性があるとのメッセージを伝えることは、人に凶悪犯罪に走らない規範形成に資する。

(2) 死刑の特別抑止力

死刑の特別抑止力を否定する論者はいない。殺人を犯して無期懲役刑に処せられて仮出獄中にさらに殺人を犯した者をも廃止論者は死刑にしていけないという。これは、殺人犯人の生命の方が無辜の生命よりも数段と尊重されることとなる不条理を生む。何人殺しても死刑にできないという理屈は、犯人を死刑にしておけば助かったであろう被害者の生命をあまりにも軽視するもので理解し難い。殺人犯が仮出獄中に殺人を犯す例は現実の問題である。

凶悪・重大事件の犯人の再犯率は低くない。また、殺人犯は一度殺人を犯した後、殺人についての心理的抵抗が軽減されたり、なくなったりするともいわれる。そのような者も、次に殺人を犯すと死刑になるとの予測は次の殺人行為を躊躇させるといふ。特に、犯罪組織による殺人やテロ集団による殺人については、一定の計算の下に行われるため、一定の抑止効果は期待できるのではないか。

(3) 誤判の可能性

誤判は死刑事件に限らず、全ての刑事裁判においてあってはならないことである。しかし、誤判の問題と死刑の問題は次元が違う。

刑事裁判においては誤判の可能性があるので刑事裁判は廃止すべきだとはならず、同様に、刑事裁判には誤判の可能性があり、死刑に限ってはそれは取り返しがつかないから廃止せよということにはならない。正しいのは、刑事裁判には誤判の可能性があるので、可能な限り誤判の可能性を避ける手続的な方策を用意しなければならない。特に死刑の場合は、通常の事件の審理手続よりも慎重な手続を必要とすべき、ということになる。

死刑判決が確定した後、再審で無罪が宣告された事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）は二度とあってはならない。もっとも、これらの事件において

も、再審請求がされている等の場合は、執行段階での慎重な取扱いをしている実務のため、死刑は執行されなかった。そして、その後、鑑定の精度の向上、捜査段階を含む弁護体制の充実、証拠開示の拡充など誤判を防止する手続的方策は整備されてきている。

(4) 死刑と世論

大雑把にあって、この50年余の間に行われた各種世論調査によると、死刑の存置に賛成（廃止に反対）が6割から8割である。最近の調査（平成21年12月内閣府）によれば、賛成は85.6%に上っている。

- ① 廃止論者 政治家は世論に反しても正しい政策（死刑廃止）を実現しなければならない。
- ② 存置論者 何を正義とするかは国民の価値選択ひいては法的確信にかかっており、その意味で国民の意思を確認することは政治的価値決定を行う上で欠かせない作業である。

(5) 死刑の法的正当化根拠

- ① 廃止論者 死刑は国家による殺人であるから許されない。
- ② 存置論者 刑罰の基本は罪刑の均衡であり、他人の生命を奪うという最も人間の尊厳を害する犯罪に見合う刑罰は死刑である。

③ 私見

ア 死刑は国家による殺人という言い方は適切ではない。

イ 刑罰の均衡は正義の基本である。もっとも、どこで罪刑の均衡をとるかは時代により、各国民の正義感、法的確信によってある程度の変遷がある（*evolving standard of decency*）。罪刑の均衡にも幅がある。柔軟性があるといってもよい。殺人の中で最も凶悪なものにのみ死刑を科すことには理由がある。